

# 日野市立南平小学校屋内運動場 冷暖房設備設置電気設備工事

図 面 リ ス ト		
電 気 設 備		
図 面 番 号	図 面 名 称	縮 尺
E-00	表紙、図面リスト	—
E-01	電気設備 特記仕様書 (1)	—
E-02	電気設備 特記仕様書 (2)	—
E-03	電気設備 特記仕様書 (3)	—
E-04	電気設備 特記仕様書 (4)	—
E-05	案内図・全体配置図	1 : 600 1 : 8600
E-06	配置図(撤去・改修)	1 : 300
E-07	凡例・盤改修図	—
E-08	幹線・空調電源設備 1階平面図	1 : 100
E-09	幹線設備 2階改修平面図	1 : 100
E-10	幹線設備 1階撤去平面図	1 : 100
E-11	弱電・コンセント設備 1階改修平面図	1 : 100

全12枚 (表紙・図面リスト共)

## 第1部 共通事項

### 第1章 工事概要

#### 1.1 工事件名

日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置電気設備工事

#### 1.2 工事場所

日野市南平四丁目1番地の1

#### 1.3 工事規模

建物名称	日野市立南平小学校(屋内運動場)
構造規模	鉄骨造 地上2階建て
延べ面積	734.0㎡
1.4 工事期間	
工期	契約確定日の翌日～令和8年 2月10日
概成工期	契約確定日の翌日～令和8年 1月27日
1.5 工事種目及び工事概要	既存体育館の改修工事

- <電気設備工事>
- 幹線設備工事 一式  
空調機の設置に伴う屋内運動場系統の幹線の改修を行う。
  - 空調電源設備工事 一式  
空調機の設置に伴う電源配管配線工事及び盤の改修を行う。
  - コンセント設備工事 一式  
空調機の設置に伴う、コンセント設備の改修を行う。
  - 弱電設備工事 一式  
空調室内機設置に伴い、アクセスポイント機器の移設再取付及び機械警備機器の改修を行う。

原則、本工事の施工は、南平小学校の授業時間帯以外の時間帯に行わなければならない。ただし、授業への影響がない工事については、監督員の承諾を受け、施工することができる。

- (1) 本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。  
作業不能日数：7日間
- (2) 上記(1)は、環境省が公表する「関東地方\_東京\_八王子地点」におけるWBGT値(気温、湿度、日射、輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(2019年(令和元年)～2023年(令和5年))について、本工事の工期に対応する期間(「東京都の休日に関する条例」第1条第1項に規定する東京都の休日及び夏季休暇(3日)を除く。 )において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものを5年分を平均したもの。
- (3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方\_東京\_八王子地点」におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したものを(小数点以下第一位を四捨五入する。))が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。

#### 1.6 備考

- (1) 週休2日促進工事の適用については以下による
- 本工事は、週休2日を促進することを目的とし、発注者が週休2日に取り組むことを指定する、「週休2日促進工事」である。週休2日を前掲「労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は「日野市「週休2日促進工事」実施要領」を参照すること。なお、「日野市「週休2日促進工事」実施要領」は、日野市ホームページから入手できる。

### 第2章 一般事項

- (1) 情報セキュリティポリシーの遵守
- 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
  - 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類(様式1～様式6)を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
  - 本業務を履行するにあたって、重要情報(機密性以上の情報)を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破壊等を防止するための適切な処置を講じること。  
また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。
- (2) 環境負荷低減の取組みについて
- 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ(事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減)」を推進している。  
一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。  
このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等(市ホームページにて閲覧可能)に記載している内容を遵守すること。  
①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について ⑤地球温暖化対策実行計画  
⑥気候非常事態宣言⑦日野市プラスチック・スマート宣言
  - 洗剤の使用については、石けん成分以外の化学物質を使用した合成洗剤を使わないようにすること。  
ただし、工事履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での使用を可能とする。
- (3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務  
本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例(令和元年条例第42号)」に基づき、次の事項に留意すること。

- 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。  
また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。  
このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。
- 差別等事業を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「動告」に従わないときは、市はその動告の内容を公表することができる。  
なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

#### (4) 内部通報制度

1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報に関する条例(令和3年6月1日施行)」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。

2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われたときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。なお、「日野市職員等の内部通報に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

- (5) 環境により負荷の小さい自動車利用  
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。  
・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。  
・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。  
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

- (6) アスベスト含有建材の取扱い  
本工事に於いて使用する材料は、原則としてノンアスベスト製品を選定し使用すること。  
なお、機器等の性能及び仕様上、代替品を使用する場合は、監督員と協議の上施工すること。

#### 2.1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書では、「令和5年版東京都電気設備工事標準仕様書」(以下「標準仕様書」という。)に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。
- (2) 本工事は設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
- (3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事に於いて適用させるものであることを示す。

#### 2.2 特許権等の調査について

本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

#### 2.3 契約不適合に関する調査への立会い

工事的目的の引渡し日から1年以内(又は2年以内)に契約不適合調査(工事請負契約書第42条第1項の契約不適合及び不具合を確認するための調査をいう。)を行うので、受注者はその調査に立ち会ふものとする。

#### 2.4 成績評定について

日野市成績評定要領(令和5年4月1日改正)に基づく工事成績評定については、次による。  
○対象  
・対象外

#### 2.5 工事の入札等について

入札(又は見積書の提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

#### 2.6 公共事業労務費調査に対する協力

- (1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法(昭和22年法律第49号)等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数及び時間等の記録を適切に管理しておく。
- (4) 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。 )が(3)と同様の義務を負う旨を定める。

#### 2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

- (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るため、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
- (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

#### 2.8 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第17条から23条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン(建築工事編)」(東京都)によることとする。  
「工事請負契約設計変更ガイドライン(建築工事編)」(東京都)については、東京都財務局ホームページを参照する。

#### 2.9 注意事項

- (1) 受注者は、工事着手前に監督員及び施設管理者と工程・作業内容・作業時間・工事関係車両の運行等について十分な打合せを行わなければならない。
- (2) 受注者は、生徒・通学者等への安全対策を十分に行い、事故発生防止に努めなければならない。
- (3) 工事期間中、施設は通常通りの業務を行っているので、騒音・振動・臭気等の発生の恐れがある作業を行う場合は、事前に監督員に報告し、施設業務の支障にならないよう配慮しなければならない。

- (4) 既存部分の撤去については、騒音・ほこり等の発生を極力防止すると共に、飛散の恐れのある箇所については、十分な養生を行わなければならない。
- (5) 当施設内の建築物、付近の道路・敷地・工作物・建築物等を汚損・破壊させた場合は、受注者の責任において工事しゅん工期日までに原形復旧しなければならない。
- (6) 使用材料は事前にカタログ・見本等を市監督員に提出し承諾を得なければならない。
- (7) 工事に使用する資機材・材料は、施設内に放置してはならない。
- (8) 図面等において判明し難い箇所、施工時に生じた疑義は、必ず監督員と協議しなければならない。腕章等を必ず着用すること。
- (9) 各日、作業の開始及び終了を施設管理者に報告しなければならない。
- (10) 施設内は、禁煙とする。
- (11) 工事提出書類は、「工事受注者の作成する書類(令和7年2月 日野市総務部 建築営繕課)」の定めによるものとする。

#### 2.10 工事情報共有システム(新規追加)

本工事は、『日野市工事情報共有システム試行要領』に基づいて実施する。  
試行要領や特記仕様書の別紙等は、以下のホームページから入手すること。  
<https://www.city.hino.lg.jp/shisei/nyusatsu/kouji/1005473.html>

### 第3章 支払

#### 3.1 部分払

- (1) 工事請負契約書第38条に定める部分払の方法は、次による。  
・段階別部分払(支払回数は、回以内とする。 )  
・特例工事部分払(支払回数は、回以内とする。 )  
○部分払については、行わない。

#### 第4章 施工区分

##### 4.1 施工区分

関連工事等との施工区分については、原則として次表による。

建築・電気設備・機械設備工事標準施工区分表							
項目	内容	建築	電気		機械		備考
			給水衛生	空調	給水衛生	空調	
1 各種水槽・ピット(建物と一体構造のもの)	1 受水槽・排水槽・汚水槽等でコンクリート造のもの	○					
	2 コンクリート造の各種水槽蓋	○					
	3 コンクリート造の受水槽の入孔蓋(防水型)及びタラップ、排水槽・汚水槽等の入孔蓋(防臭型)及びタラップ	○					
	4 最下層便所のピット、入孔蓋(防臭型)及びタラップ	○					
	5 二重床改め口	○					
	6 二重床室内通気管・通水管	○					
	7 二重壁内の水抜管	○					
2 トレンチ・排水溝	1 各種トレンチ蓋及び人孔蓋	○					
	2 屋内排水溝及び人孔蓋	○					
3 機器等の基礎(建物と一体構造のもの)	1 機器用基礎(コンクリート打ち)	○					
	2 屋上水槽の基礎(コンクリート打ち)	○					
	3 二重床下部分の機器用基礎(コンクリート打ち)	○					
	4 機器、水槽等のアンカー及び基礎仕上げ	○	○	○			
4 スリーブ	1 各種配管用スリーブ	○	○	○			
	2 ダクト、ガラリ用スリーブ	○	*		○	*建築が取り付けるガラリの場合	
	3 衛生器具(大便器)取付け箱入れ				○		
	4 押込型屋内消火栓取付け穴等の箱入れ				○		
	5 分電盤取付け穴等の箱入れ			○			
	6 各種スリーブの補強	○					
	7 避雷針取付け部	○				防水を考慮した基礎仕上げ	
5 天井切込及び換気扇取付け枠	8 外壁貫通スリーブまわりの防水	○				防水層を貫通する場合	
	9 床貫通スリーブまわりの防水	○					
	10 貫通穴及びダクト空洞充填	○	○	○			
6 改め口、点検扉	1 埋込照明器具、スピーカー、空調換気用吹出口等埋込器具類取付けのための天井切込み及び地下補強	○				墨出しは電気、給水衛生又は空調	
	2 換気扇取付け用枠及び穴あけ	○				墨出しは電気、給水衛生又は空調	
7 はつり及び補修	1 天井改め口	○					
	2 各種シャフト点検口	○					
8 排水	配管のための貫通及び埋込箇所のはつり又は補修	○	○	○			
	1 各種床排水金具	○					
	2 遺付け流し(入造石とぎ出し)の排水金具	○			○		
	3 流しの排水金具	○	*	○		*建築が取り付ける流しの場合	
9 雨水排水	4 外構工事におけるU字溝及びこれに接続する溜槽	○					
	1 ルーフレイン	○					
	2 地盤面までの屋外縦樋・排水管	○					
	3 建物外部までの屋内部分排水管	○					
4 屋内部分排水管のうちパイプシャフト内配管の縦樋				○			

項目	内容	建築	電気		機械		備考
			給水衛生	空調	給水衛生	空調	
10 ガラリ	1 外壁、サッシュに取り付けるガラリ(ただし、空調・排気ダクトその他に取合いがあるものを除く。)	○					
	2 ドアガラリ	○					
	3 暗室等の遮光ガラリ	○					
11 動力	1 一般用動力操作盤及び電動機端子接続までの配管・配線・結線		○				
	2 ボイラー操作盤及び二次側配管・配線結線					○	
	3 冷凍機用動力操作盤及び二次側配管配線					○	
	4 パッケージ型空調器用電源で手元開閉器以降の配管・配線・結線	○					
	5 電動機シャッター・自動ドアとその電源の二次側配管・配線・結線及び操作盤押印取付け	○					
12 制御	1 空調用制御機器及び操作用機器取付けとその配管・配線・結線		○				
	2 衛生用液面制御機器取付けとその配管・配線・結線					○	
	3 総合監視盤(給水衛生・空調)					○	
13 防災	1 煙感知器運動の防火戸・防火シャッターその他の防災設備の電源・二次側配管・配線・結線及び検出器・制御盤		○				
	2 排煙口・ダンパー等とその電源の二次側配管・配線・結線及び検出器・制御盤					○	
14 コンセン・接続穴あけ	1 フリーアクセスの穴あけ		○			墨出しは電気	
	2 実験台・演台(備品)等の穴あけ		○			墨出しは電気、給水衛生又は空調	
15 各種シャフト	各種シャフトのうちコンクリート床の及びこれに必要なコンクリート床		○				
16 その他	解体又は改修する建物等の機器のうち、再使用するものの取外し	○	○	○	○		
17. 気密施工	1. 貫通部まわりの気密施工(補修)	○	○※	○※	○※	*補修後に貫通が生じた場合	
	2. 設備配管の穴あけ		○	○	○		

本表は、設計図書等で示される一般的工事範囲を補足するもので、関連工事との取合部分についてその施工区分を示すものである。

#### 4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。  
・受注者の負担とする。  
○発注者の支給とする。

#### (1) 電気料

ア 本受電後は、次表による(新築工事)。

工事区分	基本料金	従量料金
建築工事		○
電気設備工事	○	○
機械	空調設備工事	○
	給水衛生設備工事	○
その他		○

イ 改修工事の場合は、それぞれの使用量に応じた従量料金を支払う。ただし、工事施工に伴い、契約電力を変更した場合は、従前との差分の基本料金を含む。

#### (2) 水道料

本管接続後は、次表による。

工事区分	基本料金	従量料金
建築工事		○
電気設備工事		○
機械	空調設備工事	○
	給水衛生設備工事	○
その他		○

#### 4.3 受注者事務所等

本工事で、女性活躍などを支援する電気設備工事現場の環境整備として、作業員用の快適に利用できる水洗洋式トイレ、女性作業員用の更衣室等を設置する場合は、契約後の協議とする。  
なお、これによる設計変更の手続きは、「2.8 設計変更等」による。

工 事 名	日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置電気設備工事		
図 番	全E11枚・第E1号	図 名	電気設備 特記仕様書(1)
作 成 令和6年10月 日	監 理 日野市総務部 建築営繕課		
	訂 正 令和 年 月 日	設 計 有限会社 ユー企画建築設計事務所	
一級建築士第201490号 長谷川 勇			

## 第2部 工種別事項

### 第1編 一般共通事項

#### 第1章 一般事項

##### 1.1.4 官公署その他への届出手続等

工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

##### 1.1.5 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者

- (2)建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。
- 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）  
当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。
  - 工事用地等の確保が完了、自然災害の発生又はほろ蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間  
当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。
  - 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の電機品等の工場製作を含む工全般において、工場製作のみが行われている期間  
当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。  
なお、当該工場製作過程において、同一工場内での同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。
  - 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。
- (4) 本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特別監理技術者）の配置については、次のとおりとする。
- 認めない。
  - 認める。特別監理技術者を配置しようとする場合は、別紙「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特別監理技術者）及び監理技術者補佐の配置要件について」による。

##### 1.1.7 工事実績情報の登録

契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。  
登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。）に登録する。  
【登録先】 JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。

##### 1.1.10 施工体制台帳等

施工体系図には、一次下請負人となる営衛会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載する。

##### 1.1.11 関連工事等の調整

- 契約書に基づく関連工事等は、次のとおりである。
  - 日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事
  - 日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置機械設備工事

設計図書に明示された他の発注者に係る工事は、次のとおりである。

・

##### 1.1.16 建設副産物の処理

- (1) 建設副産物の取扱いは、次による。

- ア 建設副産物の処理  
受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（鳥しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（鳥しょ地域版）」（東京都）とする。以下同。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再利用・再生利用及び適正処理に努める。

イ 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項  
受注者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。  
なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。

- (7) 工事概要等  
工事件名、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する。
- (4) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等  
建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他を記載する。
- (7) 建設副産物等の運搬・処理業者  
運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。
- (2) 現場での分別  
工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ゴミ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等について分別収集方法を記載する。
- (4) 解体工事計画  
建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。

ウ 施工計画書の添付書類

- 受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。
- (7) 再生資源利用計画書  
受注者は、「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）により作成する。
- ①土砂を搬入する工事
  - ②碎石を搬入する工事
  - ③加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- (4)再生資源利用促進計画書  
受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する。
- ①建設発生土を搬出する工事

- ②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
  - ③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事
- (7) 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）
- (4) 建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を100m<sup>3</sup>以上搬出する場合）  
受注者は、本工事から建設発生土を100m<sup>3</sup>以上搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口宛てに「建設発生土搬出のお知らせ」（東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式）を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。

- (4) 汚染土壌の処理  
受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」（環境局ホームページ）に最新版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。

エ 建設リサイクル法に係る手続  
受注者は、本工事の施工に当たる、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都）については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。

オ 有害物質のチェック  
受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。

- カ 工事情報の登録等  
○ 本工事は、COBRISの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにCOBRISにデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。また、受注者は、COBRIS若しくは国土交通省HPに公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。  
（問合せ先）  
一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター（カスタマーセンター）  
所在地〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカサブンスアヴェニュービル2階  
電話03-3505-0416 FAX03-3505-0520  
https://www.recycle.jaic.or.jp  
E-mail recycle@jaic.or.jp

キ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提示  
関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に提示すること。

ク リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認  
建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。

- (7) 再生資源利用実施書  
受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。
- ①土砂を搬入する工事
  - ②碎石を搬入する工事
  - ③加熱アスファルト混合物を搬入する工事

- (4) 再生資源利用促進実施書  
受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。
- ①建設発生土を搬出する工事
  - ②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
  - ③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事
- (7) リサイクル阻害要因説明書

- 工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。
- ①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
  - ②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合
  - ③土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合
  - ④碎石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒調整碎石は除く）
  - ⑤アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（N7（旧D）交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する）
  - ⑥現場内で分別を行わない場合
- (4) 搬入完了報告書（鳥しょにおける工事の場合）

- ケ マニフェスト等の提示  
(7) マニフェストの提示  
受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。
- (4) 集計表の提出  
受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

- (7) リサイクル伝票の提示  
受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要な品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については「リサイクル伝票」（写してもよい）を監督員に提示する。  
その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。（具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が必要な再生が対象となる。）

(4) リサイクル証明書の提示  
受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写してもよい）を監督員に提示する。

(2) 建設副産物の処理は、次による

- ア 現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。
- (7) 建設発生土の再利用  
埋戻し土及び盛土については、次による。  
受注者は、土材料を工事現場に搬入する場合、搬入元の管理者に対して受領書を交付する。指示が無い場合は建設発生土の使用を標準とし、建設発生土の品質、適用用途等は「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付国官技第112号、国官総第300号、国置計第59号）によるものとする。指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、建設発生土を搬出する同一の搬出先から土材料を調達すること（セット利用）を原則とする。  
上記により難い場合は、監督職員と協議するものとする。
- 現場で発生した建設発生土を使用する。
  - 次のストックヤードから、ストック土（第 種建設発生土）を搬入する。
    - ストックヤード（ 区・市 地先）
  - 次の他工事からの建設発生土を受け入れる。運搬は、発生側工事による。  
なお、受注者は工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。
    - 建設工事

- 東京都建設発生土再利用センターからストック土（第 種建設発生土）を搬入する。
  - 東京都建設発生土再利用センターから改良土（第 種建設発生土）を搬入する。
  - コンクリート塊を原料とした再生砂（R0-10等）を使用する。
- なお、六面クロムについて、平成3年8月23日付環境庁告示第46号による測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。また、試料には再生砂製品を直接使用し、1購入先当たり1検体の試験を行う。
- 次の場所から、土を搬入する。
    - 搬入元名称（ 区・市 地先）
    - 次の場所から、土を搬入する。
- (4) 建設廃棄物の現場内再利用  
現場内においては、次の方法で建設副産物の再利用を図る。

- コンクリート塊については、粒の大きさを mm以下に砕いて埋め戻し、（路盤材料・ ）に再利用する。
  - 伐採材及び伐根材については、現場においてチップ状に破砕する等加工し、（チップ舗装・堆肥木杭 ）に再利用する。
  - 発生する については、 に再利用する。  
なお、再生資源の材料仕様は、「1.4.2 機材の品質等(2)」による。
- イ 発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次による。
- (7)発注者に引渡しを要するものは、次による。

- (4) 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、1.3.9(1)及び別紙○特別管理産業廃棄物及び特定物質等の建設副産物の処理及び回収による。

- ウ 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。

- (7) 建設発生土の取扱い  
受注者は、建設発生土を、次の場所へ搬出し、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する確認結果票の作成等、受領書による管理を実施する。  
現場内利用（工事現場外一時仮置き）  
ストックヤード（ 区・市 地先）へ搬出し、一時仮置きをする。仮置きを行う場合は、周辺環境に配慮し、必要な措置を講じる。  
工事間利用  
次の工事現場へ搬出する。  
なお、受注者は、工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。

- ( 区・市 地先)  
搬出に先立ち、土壌汚染対策法施行規則に従った土質試験を搬出前に実施し、その結果を上記工事間利用先工事の発注部署に通知する。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。
- 指定処分Ⅰ（最終搬出先の記録の作成、保存が必要）  
本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。  
受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。
- 東京都建設発生土再利用センター（（公財）東京都都市づくり公社）へ搬出する。
  - 株式会社建設資源広域利用センター（以下「UCR」という。）事業地の次の場所へ搬出する。
    - 地区（ 区・市 地先）
    - 中央防波堤内側立地（東京港埠頭株式会社）へ搬出する。
    - 新海面処分場（新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地：東京港埠頭株式会社）へ搬出する。
    - 搬出先名称（ 区・市 地先）へ搬出する。

指定処分Ⅱ（最終搬出先の記録の作成、保存が必要）  
本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。以下の搬出先は、最終搬出先の記録の作成、保存を行わなければならない。

- 受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。
- 最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。
- 搬出先名称（ 区・市 地先）へ搬出する。
  - ( 区・市 地先)

- (4) 異物混入の防止  
受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないよう搬出・運搬しなければならない。  
受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たり現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真帳に含めて監督員に提出しなければならない。ただし、建設発生土の振り削りの場合など異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

- (7) 建設廃棄物の取扱い  
受注者は、COBRIS等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。  
本工事では、次の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、事前に監督員の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。  
なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工案件の変更とみなすことができることとする。

- コンクリート塊  
（住所／搬出距離／搬出量／搬出条件等）  
住所……………丁目…番…号  
搬出距離…約…km 搬出量…約…m<sup>3</sup> 搬出条件：……………
- アスファルト・コンクリート塊  
住所……………丁目…番…号  
搬出距離…約…km 搬出量…約…m<sup>3</sup> 搬出条件：……………
- 建設泥土  
住所……………丁目…番…号  
搬出距離…約…km 搬出量…約…m<sup>3</sup> 搬出条件：……………
- 建設発生木材（原則として再資源化施設への搬出とする）  
住所……………丁目…番…号  
搬出距離…約…km 搬出量…約…m<sup>3</sup> 搬出条件：……………
- 建設混合廃棄物  
住所……………丁目…番…号  
搬出距離…約…km 搬出量…約…m<sup>3</sup> 搬出条件：……………
- 建設発生土  
住所……………丁目…番…号  
搬出距離…約…km 搬出量…約…m<sup>3</sup> 搬出条件：……………
- 建設副産物  
住所……………丁目…番…号  
搬出距離…約…km 搬出量…約…m<sup>3</sup> 搬出条件：……………

- (4) 有価物の取扱い  
建設副産物のうち、有価物については自由処分とする。受注者は処分後、売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。  
また、有価物として処分できない場合には、事前に監督員に協議の上、建設廃棄物として処分することができる。なお、建設廃棄物として処分する場合には、(4)の規定による。  
（有価物の取扱いについては、「行政処分指針について（通知）」（令和3年4月14日環境規発第2104141号）等を参照すること。）

エ クレオソート油等を含む建設発生木材の処理  
クレオソート油、OCA（クロム、銅、ひ素の化合物）及びクロムレン類（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年 政令第202 号）第1条8号に規定する物質をいう。）が注入又は塗布された建設発生木材の処理に当たっては、当該物質が注入または塗布されている部分と可能な限り分離、分別した上で、廃棄物処理施設での焼却処分又は管理型最終処分場での埋立処分とする。なお、焼却を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及びダイオキシン類特別措置法（平成11年法律第105号）の基準を満たす焼却炉を有する施設を選定し、適切に処理する。

- オ セッコウボードの処理方法は、次による。  
(7) セッコウボードの撤去に際しては、セッコウボードの裏面に印刷されている製造会社名等により、石綿・ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し、監督員に報告する。含有が確認された場合には、関係法令に基づき適切に処理するとともに、監督員に処理について協議を行う。  
(4) (7)以外の石膏ボードの処理は次による。
- 最終処分場とする。
  - 再資源化とする。

カ PCB含有シーリング材の処理は、次による。  
PCB含有シーリング材の分析調査及び撤去は、次による。

- キ 小型充電式電池の回収及びリサイクル処理については、契約締結後に監督員と協議する。

##### 1.1.17 過積載の防止

過積載の防止については、標準仕様書1.1.17のほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。  
「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。

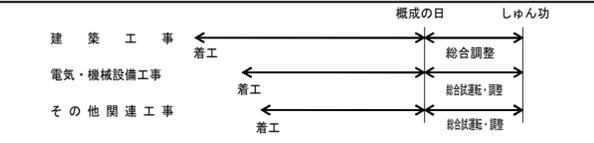
##### 1.1.19 保険の加入及び事故の補償

本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。  
※ 法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

- 第2章 工事関係図書
- 1.2.1 実施工程表  
建築工事では、全体工期から関連工事等に要する機器等の総合試運転及び調整期間を差し引いた概成工期（第1部「1.5工事期間」に明記された場合は、これによる。）を定め、関連工事の作業と競合する部分の建築工事の仕上げ等は、「概成の日」までに完了するよう工程表を作成している。  
また、工事の完了等、関連工事等と同時にしゅん功の場合は、これらの調整が完了した日を工事完了日とする（関連工事等は、「1.1.11 関連工事等の調整」による。）。なお、工程表には「概成の日」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分にに行い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。

※概成工期の概念図（概成工期の定義は、標準仕様書「1.1.2 用語の定義(32)」による。）

<b>工 事 名</b>	<b>日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置電気設備工事</b>		
<b>図 番</b>	<b>全E11枚・第E2号</b>	<b>図 名</b>	<b>電気設備 特記仕様書(2)</b>
<b>作 成</b> 令和6年10月 日	監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課		
<b>訂 正</b> 令和 年 月 日	設 計 有 限 会 社 ユー企画建築設計事務所		一級建築士第201490号 長谷川 勇



1.2.2 施工計画書  
仮囲い等を敷設する場合は、仮設の施工計画書について監督員の承諾を受ける。

1.2.3 施工図等  
施工図等において、営業秘密が含まれており、事後の情報開示等に支障がある場合には、別途協議すること。

1.2.4 工事の記録等  
工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。  
(1) 工事記録写真撮影計画の作成は、次による。  
○作成する。  
・作成しない。  
(2) 写真帳の提出は、次による。  
○提出する  
なお、写真帳とは工事記録写真を工程、区分ごとに施工順序に従い系統だって整理し、必要に応じてキャプション、説明図を添付したものである。

(3) デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黒板」という。）は次による。  
受注者が電子黒板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黒板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。  
なお、申請時には電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）に関する資料を添付する。  
ア 対象機器の導入

使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第2章 写真撮影の要領4?」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。  
なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載している技術を使用することをいう。  
電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）については、CRYPTRECをホームページを参照する。

イ 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工事については、この限りではない。  
ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェアについては、JACICホームページを参照する。  
エ 本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第3章 写真の整理1」で規定されている写真編集には該当しない。

第3章 工事現場管理  
1.3.4 施工条件

(1) 本工事の電気主任技術者は、次による。  
・都職員とする。  
・外部委託とし、各種立会い費用は受注者の負担とする。  
(2) 施工順序は、次による。  
○ 図面による。  
・  
.....

(3) 工用車両の駐車場所及び資器材の置き場所は、次による。  
○ 図示による。  
・  
.....

1.3.6 施工中の安全確保（労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）については、次による。  
・本工事の受注者を指名しない。  
○本工事の受注者を指名する。  
なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

また、労働安全衛生法第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。  
ア 統括安全衛生責任者  
イ 元方安全衛生管理者  
ウ 店社安全衛生管理者

1.3.9 環境保全等（石綿含有建材等の取扱い）

石綿含有建材の事前調査等の取扱いについては、最新の「東京都建築工事標準仕様書」第1章総則第5節 石綿含有建材の調査及び第29章石綿除去工事の当該事項による。  
(1) 本工事の対象である建築物その他の施設において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。  
・分析調査結果による。  
・図面による。  
・次による。  
・  
.....

(2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は、同様の調査を行う。  
なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。  
① 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年10月23日厚生労働省 国土交通省 環境省告示第1号令 令和2年7月1日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）

②（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたもの  
ただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸建て等石綿含有建材調査者も行うことができる。  
また、事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。ならびに、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。  
なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。  
（参考）

【報告対象となる工事】  
① 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事  
② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事  
③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事  
※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。  
※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。  
詳細は、厚生労働省ホームページ「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局ホームページ「東京都アスベスト情報サイト」等を参照  
工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査を行う場合は、施工条件の変更とみなすことができるものとする。

第4章 機器及び材料  
1.4.1 環境への配慮

(1) 「東京都環境物品調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。  
「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。  
ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。  
(7) 特別品目  
・建設発生土類  
・再生木質ボード類  
・環境配慮型型枠  
「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都）より抜粋  
環境配慮型型枠について

工事の種類、工程、使用部位等に対応する最適なコンクリート型枠を使用するものとし、熱帯雨林を使用しないか又は使用を抑制した型枠（合板型枠（材料は以下ただし書きの①、②を満たすものに限る。）、金属型枠、再生木材型枠、再生樹脂混入木材型枠、樹脂製型枠、再生樹脂製型枠等）であること。  
再生資源化施設や熱利用（回収、供給）が可能な施設において再生資源化等が可能なものであること。  
製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。  
中古品を使用した場合でも、環境配慮型型枠であると区別できるものは環境配慮型型枠として扱う。  
ただし、施工管理上の理由などによりやむを得ず熱帯雨林材合板を使用する場合は、認証材（FSC、PEFCまたはSCECによるもの）、又は以下の①、②の条件を全て満たすものであること。

- ① 原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材
  - ② 持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの
- なお、国産材合板又は針葉樹材合板、若しくは複合合板を使用する場合も認証材、又は上記①、②の条件を全て満たすものであること。  
・再生クラッシュラン  
・低VOC塗料  
○ 環境配慮形（EM）電線・ケーブル  
・RoHS指令対応電線・ケーブル  
・LEDを光源とする照明器具  
・LEDを光源とする非常用照明器具  
・照明制御システム  
・  
.....

(4) 特定調達品目  
・建設機械  
・変圧器  
・太陽光発電システム  
・  
.....

(9) 調達推進品目  
・  
.....

イ 受注者は、ア以外のもので「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。  
ウ 受注者は、環境物品等の各品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付する等して監督員に提出して、確認を受ける。

エ 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出する。  
また、当該チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を、併せて監督員に提出する。  
なお、チェックリストは、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照すること。  
(2) ホルムアルデヒド放散量については「東京都建築工事標準仕様書」1.4.11(2)のとおりし、放散等級の表示によらないものは、以下の通りとする。  
・  
.....

1.4.2 機材の品質等

(1) 本工事に使用する機材のうち、新品を使用しなくてよい機材は、次による。  
・  
.....  
(2) 再生資材の品質は、次による。  
○ 次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）による。  
「土木材料仕様書」については、東京都建設局ホームページを参照する。  
ア 再生クラッシュラン（RC-40、RC-30）  
イ 再生粒度調整砕石（RM-40、RM-30）  
ウ 再生砂（RC-10）  
エ 再生加熱アスファルト混合物  
オ 改良土

- カ 粒状改良土
- キ 流動化処理土
- ク 再生骨材しを用いたコンクリート
- ケ コンクリート用再生骨材H
- コ 再生単粒度砕石（浸透トレンチ用）
- ・  
.....

1.4.4 機材の検査等  
本工事に使用する機材は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。

1.4.6 共通機材  
1.4.6.1 電線類  
本工事における高圧引込ケーブルは、地中埋設区間があるため6kVEM-FP(T)もしくは6kV EM-OE(T)（3層押し出し・E-Eタイプ）を使用する。

第5章 施工  
1.5.2 施工の検査等

見本施工の実施は、次による。  
・実施する。  
実施箇所：.....  
○ 実施しない。

1.5.5 排出ガス対策型建設機械

次の建設機械は、排出ガス対策型建設機械を用いるものとする。  
○ 一般工用建設機械  
（ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW）  
(1) バックホウ  
(2) ホイールローダ  
(3) ブルドーザ  
(4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）  
(5) 空気圧縮機（可搬式）  
(6) 油圧ユニット（基礎工用機械で独立したもの）  
(7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）  
(8) ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ）  
（道路運送車両法（昭和26年法律185号）による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

1.5.6 低騒音・低振動型建設機械

(1) 次の建設機械は、低騒音型建設機械を用いるものとする。  
ア バックホウ  
イ クラムシェル  
ウ トラクターショベル  
エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン  
オ 油圧式杭圧入引抜機  
カ アースオーガー  
キ オールケーシング掘削機  
ク アースドリル  
ケ ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー  
コ アスファルトフィニッシャー  
サ 空気圧縮機  
シ 発動発電機  
(2) 次の建設機械は、低振動型建設機械を用いるものとする。  
バイブロハンマー

1.5.7 化学物質の濃度測定

化学物質の濃度測定は、次による。  
○ 測定は行わない。  
・ 次のとおり第三者の専門業者に委託して測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認した上で、監督員に報告する。  
なお、改修工事の場合は、工完了後に測定する部屋をその着手前にも測定し、測定値を監督員に報告する。  
・  
.....

(1) ホルムアルデヒド  
ア 測定方法は、次による。  
なお、他の測定方法による場合は、採用した測定機器の特性等を考慮して、事前に監督員と協議する。  
・パッシブ型採取機器によるDNPH誘導体固相吸着／溶媒抽出ー高速液体クロマトグラフ法  
・アクティブ型採取機器によるDNPH誘導体固相吸着／溶媒抽出ー高速液体クロマトグラフ法  
・  
.....

イ 測定する室及び箇所（回数）  
・  
.....

(2) トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン  
ア 測定方法  
・パッシブ型採取機器による固相吸着／溶媒抽出法ーガスクロマトグラフ／質量分析法  
・アクティブ型採取機器による固相吸着／溶媒抽出法ーガスクロマトグラフ／質量分析法  
・.....型採取機器による固相吸着／加熱脱着法ーガスクロマトグラフ／質量分析法  
・容器採取ーガスクロマトグラフ／質量分析法  
・  
.....

イ 測定する室及び箇所（回数）  
・  
.....

(3) 空気試料の採取方法等  
空気試料の採取方法等は、原則として厚生労働省から示されている「室内空気中化学物質の採取方法と測定方法」による。ただし、本工事に適用が困難な部分については、監督員と協議する。  
(4) 測定後の措置  
測定の結果、厚生労働省の定める指針値を上回った場合の措置については、監督員と協議する。

※ 参考：対象物質の厚生労働省の指針値（平成31年1月現在）  
ホルムアルデヒド100μg/m<sup>3</sup>（0.08ppm）  
トルエン 260μg/m<sup>3</sup>（0.07ppm） エチルベンゼン 3,800μg/m<sup>3</sup>（0.88ppm）  
キシレン 200μg/m<sup>3</sup>（0.05ppm） スチレン 220μg/m<sup>3</sup>（0.05ppm）  
（両単位の換算は、25℃の場合による。）

第7章 しゅん功図等

1.7.1 完了時の提出図書  
(1) しゅん功図は、作成する。  
(2) しゅん功写真の作成は、次による。  
○ 作成しない。  
・作成する。アルバムに編集し、監督員に提出する。アルバムの提出部数は、...部とする。  
また、撮影場所、撮影枚数等は、次による。  
なお、受注者はしゅん功写真の全ての著作権（「著作権法」（昭和45年法律第48条）第27条及び28条の権利を含む。）を発注者に譲渡すること。また、発注者の行為について人格権を行使しないこと。  
撮影場所等：.....  
(3) 保全に関する資料は、作成する。

1.7.2 しゅん功図

(1) しゅん功図の種類及び記入内容等は、次による。ただし、受変電設備、発変電設備、構内交換設備等の機器の仕様詳細については、監督員の承諾を受けた製作図をもってしゅん功図に代えることができる。  
・案内図、外構図  
○ 配置図、平面図

- 結線図
- ・系統図、システム図
- ・姿図
- 機器の仕様
- その他必要な図面
- ・  
.....

(2) しゅん功図の対象設備等については、次による。  
○ 空調電源設備  
○ コンセント設備  
○ 弱電設備  
○ 幹線設備  
・ 雷保護設備  
・ 電力貯蔵設備  
・ 構内情報通信網設備  
・ 構内交換設備  
・ 情報表示設備  
・ 映像・音響設備  
・ 放送設備  
・ 誘導支援設備  
・ インターホン設備  
・ テレビ共同受信設備  
・ 監視カメラ設備  
・ 駐車管理設備  
・ 防犯・入退室管理設備  
・ 自動火災報知設備  
・ 中央監視制御設備  
・ 医療関係設備  
・  
.....

(3) しゅん功図の提出部数については、次による。  
ア 電子データ版（CD-R等） 2部  
イ 焼付図 見開製本（A3） 1部（文字なし観音開き）  
イ 焼付図 見開製本（A3） 1部（文字入り観音開き）  
ウ しゅん功原図 0部

1.7.3 保全に関する資料

保全に関する資料の作成内容等は、次による。  
(1) 建物保全データ 電子データで2部  
監督員から対象施設の設計時における建物保全データを受領し、しゅん功時に更新したものを提出する。  
(2) その他の保全に関する資料  
○ 附属品等引渡し通知書  
○ 試験成績書  
○ 官公署届出書類（副本）  
○ 官公署届出書類の写し  
○ 鍵・備品・工具リスト  
○ 保証書  
○ 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書・装置の運転説明書等）  
※官公署届出書類及び保証書を除き、2部提出すること。  
・  
.....

工 事 名	日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置電気設備工事		
図 番	全E11枚・第E3号	図 名	電気設備 特記仕様書(3)
作 成	令和6年10月 日	監 理	日野市総務部 建築営繕課
訂 正	令和 年 月 日	設 計	有限会社 ユー企画建築設計事務所 一級建築士第201490号 長谷川 勇

#### 1.7.4 電子納品

- (1) 本工事は、電子納品対象工事とする。  
電子納品については、「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」（東京都財務局）による。  
「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」（東京都財務局）については、東京都ホームページで最新版を参照する。
- (2) 電子納品対象成果物は、次によることとし、詳細は監督員との事前協議による。
- 「1.2.4 工事の記録等」(2)による写真帳
  - ・ 「1.7.1 完了時の提出図書」(2)によるしゅん功写真
  - 「1.7.2 しゅん功図」(3)ウによるしゅん功原因
  - ・ 「1.7.3 保全に関する資料」による建物保全データ及びその他の保全に関する資料
  - ・ 「標準仕様書1.1.10 施工体制台帳等」(1)による施工体制台帳及び施工体系図
  - ・ 「標準仕様書1.2.2 施工計画書」(1)による施工計画書
  - ・ 「標準仕様書1.2.4 工事の記録等」(1)による工事報告書等
  - ・ 「標準仕様書1.2.4 工事の記録等」(2)による協議記録等
  - ・ 「標準仕様書1.2.4 工事の記録等」(3)による試験等の記録
  - ・
  - ・
- 「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」に基づき作成し、2部監督員に提出する。
- (3) 設計図CADデータの貸与の適用は、次による。
- 貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。
- CADデータの著作権者名：.....
- ・ 貸与しない。
- (4) 電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）の納品については、次による。  
電子黒板写真並びに電子黒板写真を管理したビューアソフトは、工事完了時に電子納品対象成果物として納品する。  
なお、納品時にJACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員に提示又は提出する。  
JACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）については、JACICホームページを参照する。

### 第8章 共通工事

#### 1.8.1 仮設工事

足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床の躯体側、外部側及び表面について手すり、中さん及び幅木を設置することとする。  
また、足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務を行う場合は、安全衛生特別教育規程に定める、足場の組立等の業務に係る特別教育を修了した者又は足場の組立等主任技能講習を修了した者等が行うこととする。

#### 1.8.7 塗装工事

- (1) 塗料は、次に示すことに配慮した低VOC塗料とする。
- ア 建築物内装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、VOC含有量1%以下（鉄部用は5%以下）の水性塗料であること。
  - イ 建築物外装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、従来の溶剤型塗料と比較しVOC含有量を低減した塗料であること。
- 塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。  
また、施工時及び施工後の通風、換気を十分にを行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。
- (2) 金属管の塗装（金属製ボツス類を含む）の適用は、次による。
- ・ 塗装しない。
- 塗装する。ただし、標準仕様書1.8.7(1)で指定した部分及びEPS内は除く。

#### 1.8.9 はつり工事

##### 1.8.9.5 開口部補修等

- (1) 本工事で必要とする補修箇所は、事前に監督員と協議する。
- (2) 防水箇所の貫通処理方法は、標準図第2編による。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

#### 1.8.10 インサート及びアンカー工事

##### 1.8.10.3 あと施工アンカー

- (1) 埋込み配管等の探査の範囲及び方法は、監督員と協議する。
- (2) あと施工アンカーの性能確認試験は、製造者の標準とする。
- (3) あと施工アンカーの施工後確認試験は、目視とし監督員の確認による。

#### 1.8.11 基礎工事

- (1) 機器用の基礎は、指定した箇所とし、次による。
- ・ 新設する。
  - ・ 既設基礎を撤去した上新設する。
  - ・ 既設を再使用する。
- (2) 基礎の補修及び補修範囲は、事前に監督員と協議する。ただし、補修が簡易なものは、その限りではない。
- (3) 防水層等の補修は、次による。
- ・ 本工事に含む。
  - ・ 本工事に含まない。

### 第2編 工事種目別特記事項

#### 2.1.1 メーカーリスト

本工事に使用する資材は、下記メーカーより選定又は監督員の承諾を得たものとする。				
電線管・付属品	パナソニック	古河電工	丸一銅管	他JIS規格品
電線・ケーブル類	矢崎総業	古河電気工業	フジクラ	他JIS規格品
分電盤類	パナソニック	日東工業	河村電器	
照明器具	パナソニック	東芝ライテック	三菱電機照明	
配線器具類	パナソニック	東芝ライテック	神保	
放送機器	パナソニック	TOA	JVCケンウッド	
自火報機器	ニッタン	能美防災	ホーチ	

#### 2.1.2 特記事項

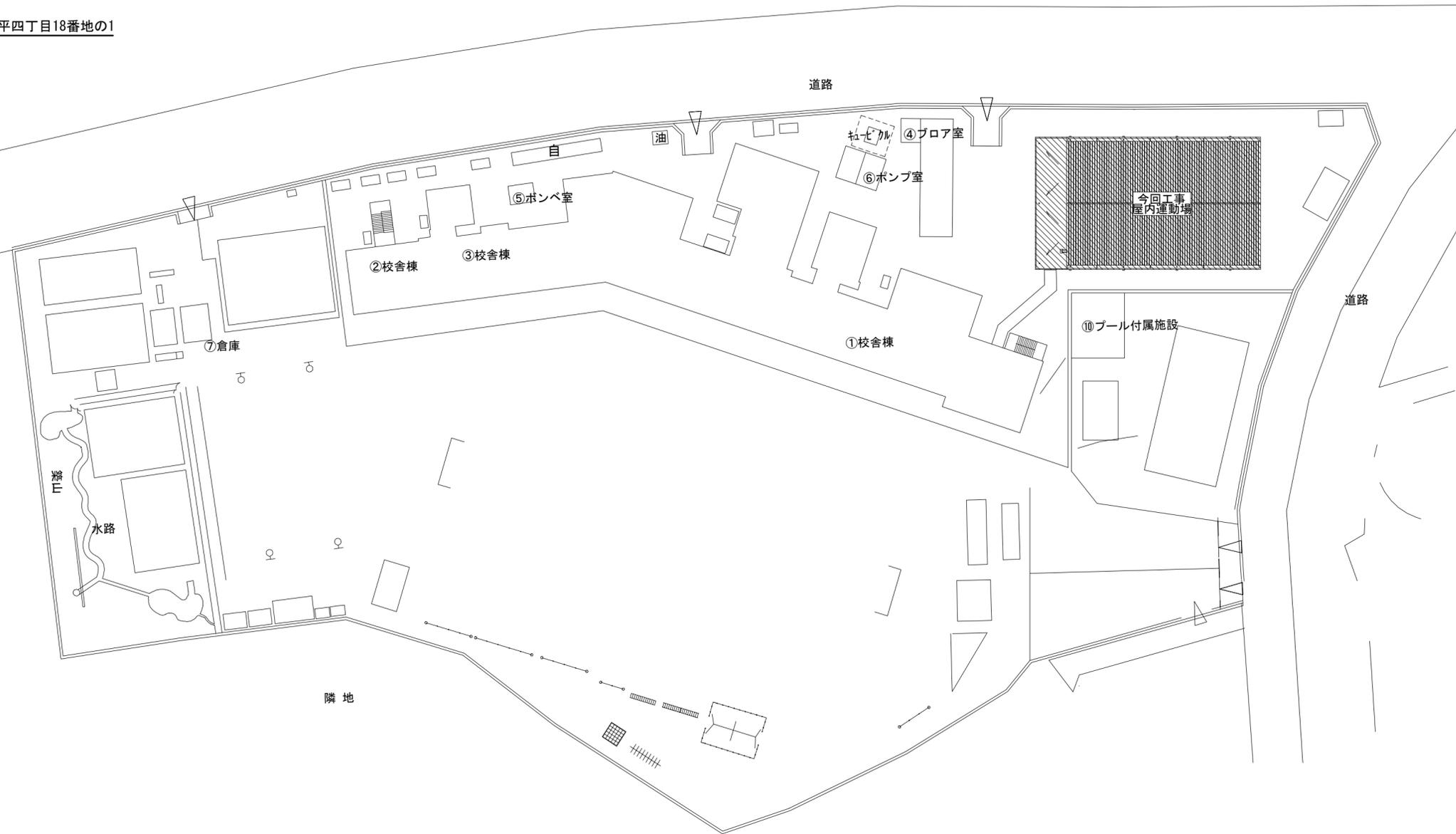
- (1) 屋外で使用する金物類は全てステンレスか溶融亜鉛メッキ製とする。
- (2) シーリング剤は全て変性シリコン製とする。
- (3) 屋外に設置する盤、ボックス類にはその底面か側面に配管を接続し上面には接続しないこと。
- (4) この工事で必要な申請関係、諸費用は全てこの工事費にて見込むこと。
- (5) 監督員の指定する施工図は施工前に必ず提出し承諾を受ける。
- (6) 他関連工事の全ての電気負荷を熟知し施工に臨むこと。
- (7) 盤類のブレーカー等の撤去、改修時期については学校の授業時間帯以外とし、停電時間の短縮等を考慮し主管課の了承を得ること。

工 事 名	日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置電気設備工事		
図 番	全E11枚・第E4号	図 名	電気設備 特記仕様書(4)
作 成 令和6年10月 日	監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課		
訂 正 令和 年 月 日	設 計 有限会社 ユー企画建築設計事務所 一級建築士第201490号 長谷川 勇		

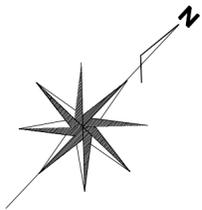
工事場所：東京都日野市南平四丁目18番地の1



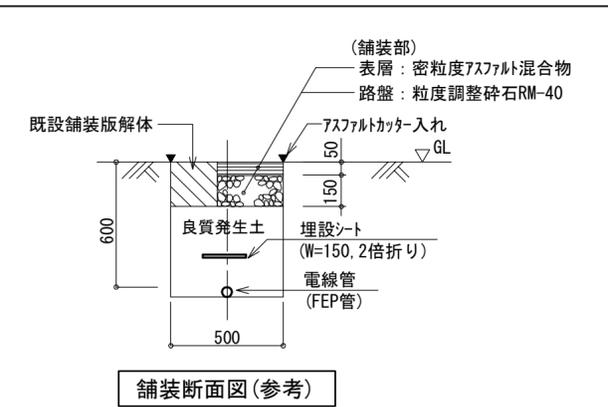
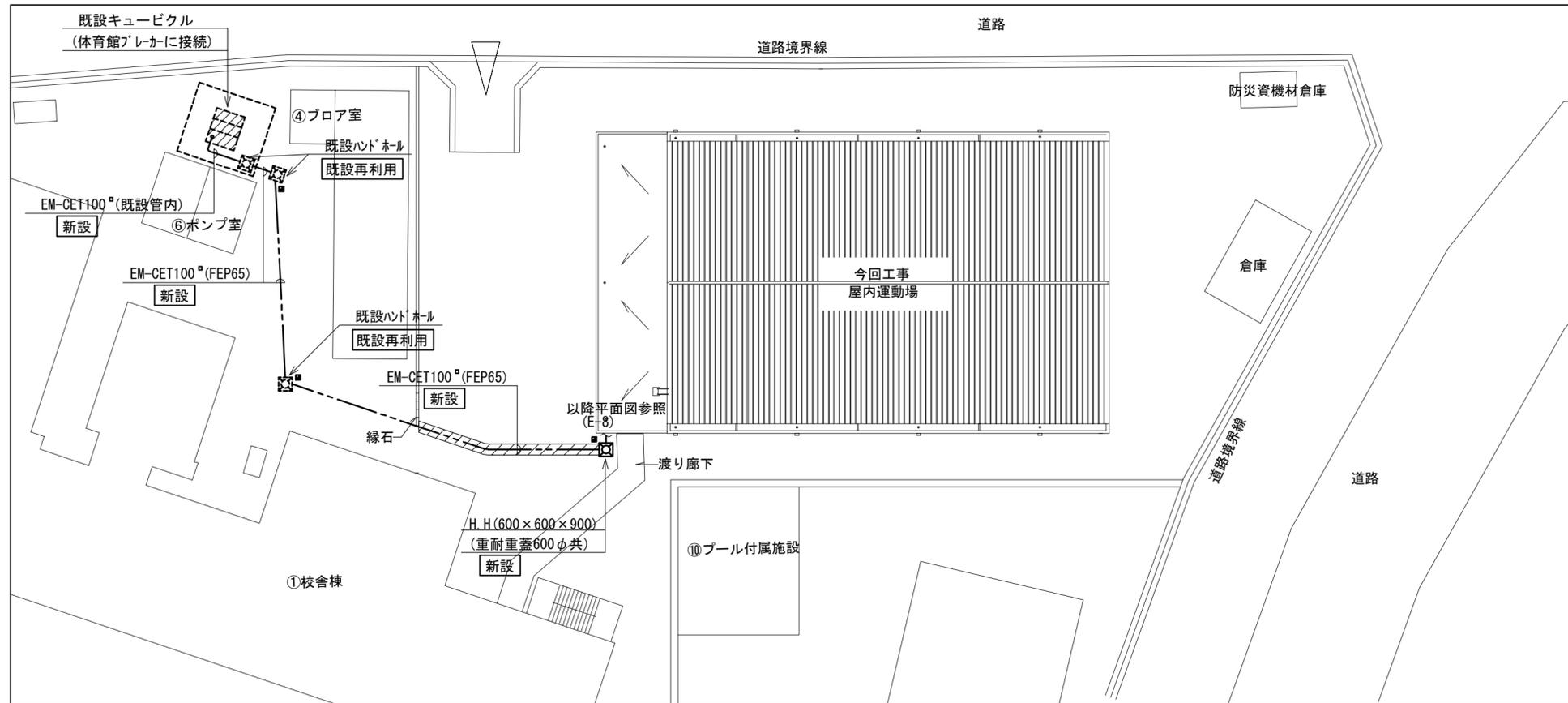
案内図 S=1:8600



全体配置図 S=1:600



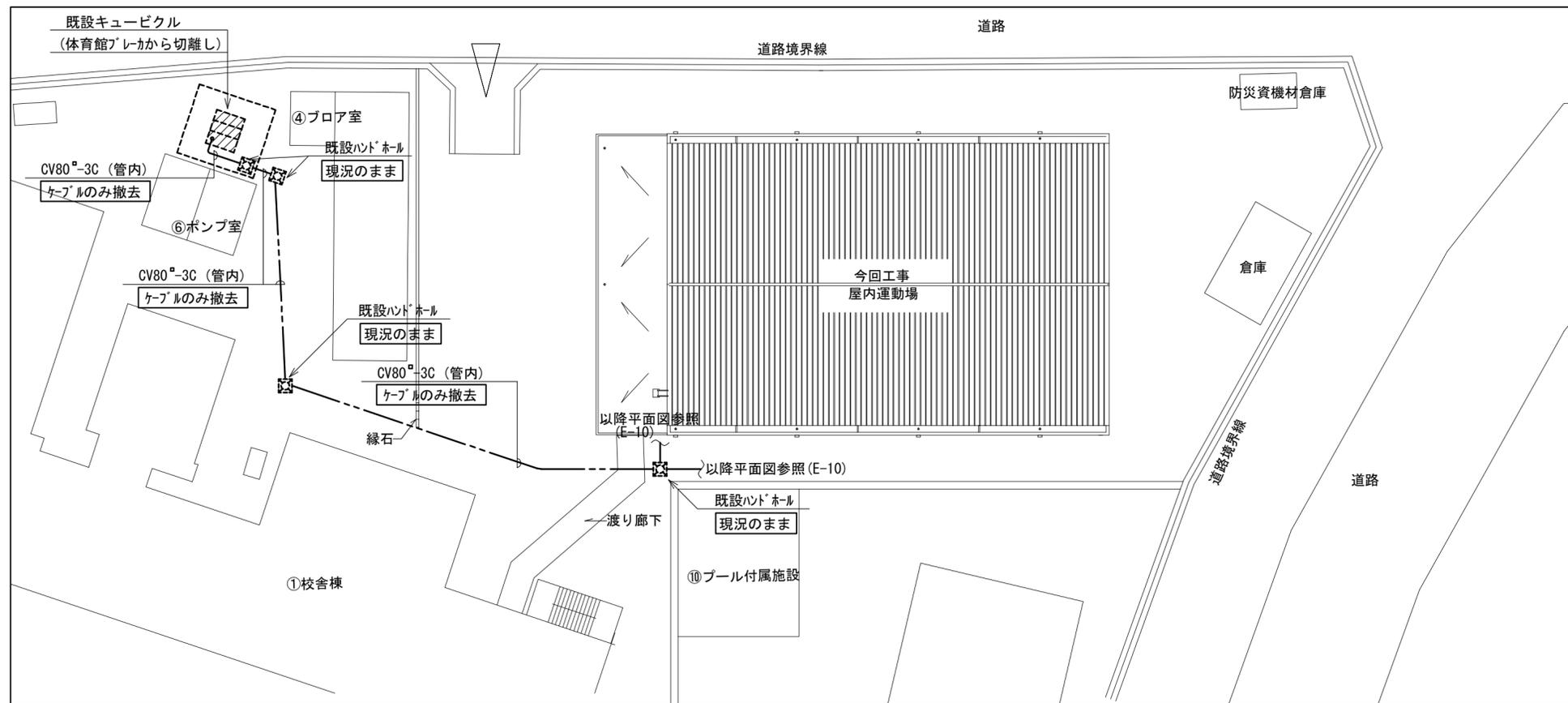
工事名	日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置電気設備工事		
図番	全E11枚・第E5号	図名	案内図、全体配置図
作成 令和6年10月日	監理	日野市総務部建築営繕課	
訂正 令和 年 月 日	設計	有限会社 ユー企画建築設計事務所 一級建築士第201490号 長谷川 勇	



注記  
 (1) 密粒度アスファルト混合物, 粒調砕石は再生品を使用する。  
 再生品以外の混合物を使用する場合は監督員の承諾を得ること。  
 (2) アスファルト混合物等敷均し後、水たまり等を生じないように締め固めて仕上げること。

改修配置図 S=1:300

注記  
 (1) 地中埋設線路には埋設標識シート(W:150, 2倍折込)を敷設すること。  
 (2) 図中 ■ 印はケーブル埋設標を示す。  
 (3) : 既存アスファルト舗装面カッター切断及び舗装版解体の上、復旧(W:500)を示す。  
 (4) 幹線ケーブルの撤去、改修の時期については学校の授業時間帯以外とし、停電時間の短縮等を考慮し主管課の了承を得ること。



撤去配置図 S=1:300

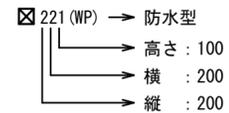
注記  
 (1) 撤去時期については停電回数及び停電時間の短縮等を考慮した作業工程とし、学校授業等に影響ないようにする。

工事名	日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置電気設備工事		
図番	全E11枚・第E6号	図名	配置図(撤去・改修)
作成 令和6年10月日	監理	日野市総務部建築営繕課	
訂正 令和 年 月 日	設計	有限会社 ユー企画建築設計事務所 一級建築士第201490号 長谷川 勇	

凡 例

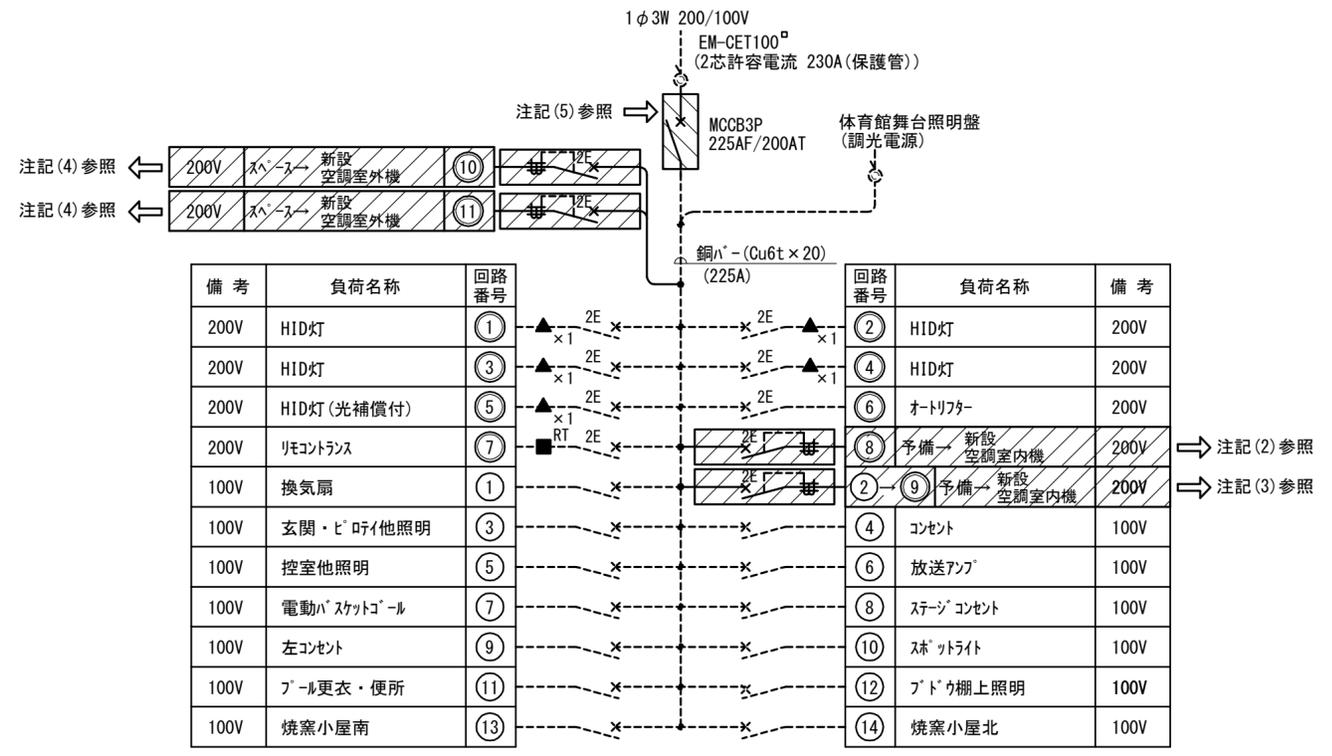
記 号	名 称	備 考
	分電盤	既設改修
	手元開閉器	鋼板製屋外型
	空調室内機	別途機械設備工事
	空調室外機	別途機械設備工事
	アクセスポイント	既設取外し再取付
	誘導標識	既設再利用
	ボックス	付記WPは溶融亜鉛めっき仕上げ
	ハンドヘル	
	配管配線	露出配管
	配管配線	天井内ころがし
	配管配線	地中埋設
	ケーブル埋設標	コンクリート製

(注記) ボックスのサイズは下記による。



なお、付記(WP)は溶融亜鉛めっき仕上げとする。  
強電用(金属製)ボックスは接地端子座による接地端子を設ける。

体育館 既設分電盤(1L-1)改修図



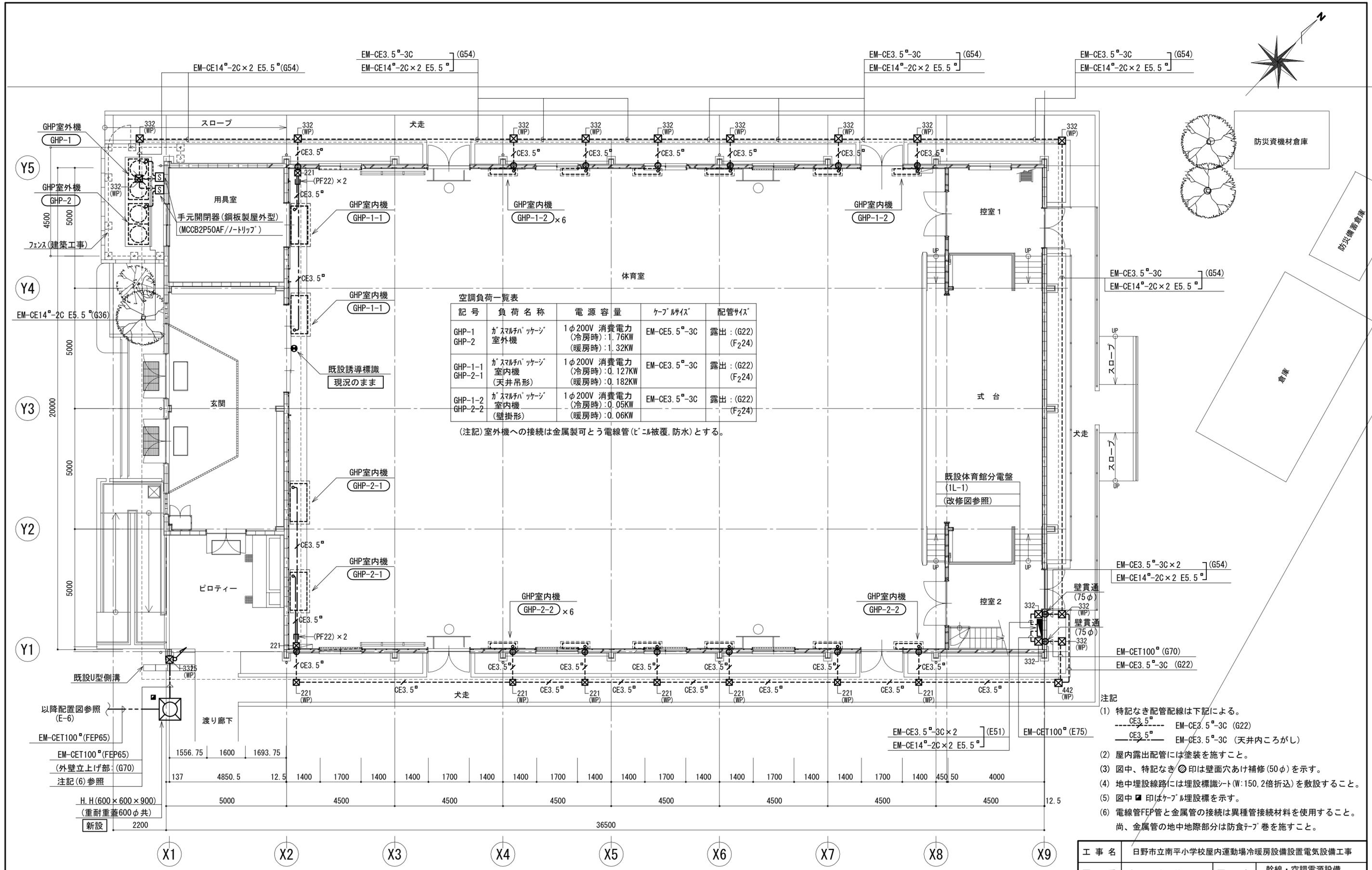
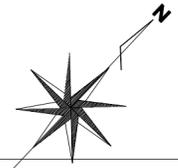
(凡例)

- 分岐ブレーカーは下記による
- x- : MCCB2P1E50AF/20AT (1Pモジュール) (既設)
  - x-2E : MCCB2P2E50AF/20AT (1Pモジュール) (既設)
  - x- : ELCB2P1E50AF/20AT (1Pモジュール) (既設)
  - x-2E : ELCB2P1E50AF/20AT (1Pモジュール) (新設)
  - x-2E : ELCB2P2E50AF/20AT (1Pモジュール) (新設)
  - ▲ : リモコンリレー (既設)
  - RT : リモコントランス (既設)
  - ⊙(NO) : 回路番号(1φ200V)
  - ⊙(NO) : 回路番号(1φ100V)

(注記)

- (1) : 改修箇所を示す。
- (2) MCCB2P2E50AF/20AT (1Pモジュール) × 1 → 既設撤去 (200V)  
ELCB2P2E50AF/20AT (1Pモジュール) × 1 → 新設 (200V)  
⑧ 予備回路をブレーカー撤去・新設 (200V) とし、新設空調室内機回路に使用
- (3) MCCB2P1E50AF/20AT (1Pモジュール) × 1 → 既設撤去 (100V)  
ELCB2P2E50AF/20AT (1Pモジュール) × 1 → 新設 (分岐導線共) (200V)  
② 予備回路をブレーカー撤去・新設 (100V→200V) とし、空調室内機回路に使用
- (4) ELCB2P2E50AF/20AT (1Pモジュール) × 1 → 新設 (分岐導線、取付台共) (200V)  
(スハースにブレーカー及び取付台新設 (200V) とする。  
保護板の切込み及びカットホルダ取付とし、空調室外機回路に使用)
- (5) MCCB3P225AF/150AT (中性線欠相保護付) → 既設撤去  
MCCB3P225AF/200AT (中性線欠相保護付) → 新設
- (6) 新設分岐ブレーカーはJIS協約形1Pモジュールサイズとする。
- (7) 空調室外機用新設分岐ブレーカーにはケーブルサイズ 14mm<sup>2</sup>以上接続可能な端子アダプタを取付ける。
- (8) 回路の負荷名称記入及び書換えを行う。
- (9) 既設体育館分電盤の改修時期については学校の授業時間帯以外とし停電時間の短縮等を考慮し主管課の了承を得ること。

工 事 名	日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置電気設備工事		
図 番	全E11枚・第E7号	図 名	凡例・盤改修図
作 成	令和6年10月日	監 理	日野市総務部建築営繕課
訂 正	令和 年 月 日	設 計	有限会社 ユー企画建築設計事務所 一級建築士第201490号 長谷川 勇



空調負荷一覧表

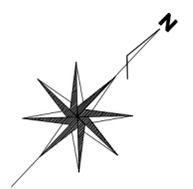
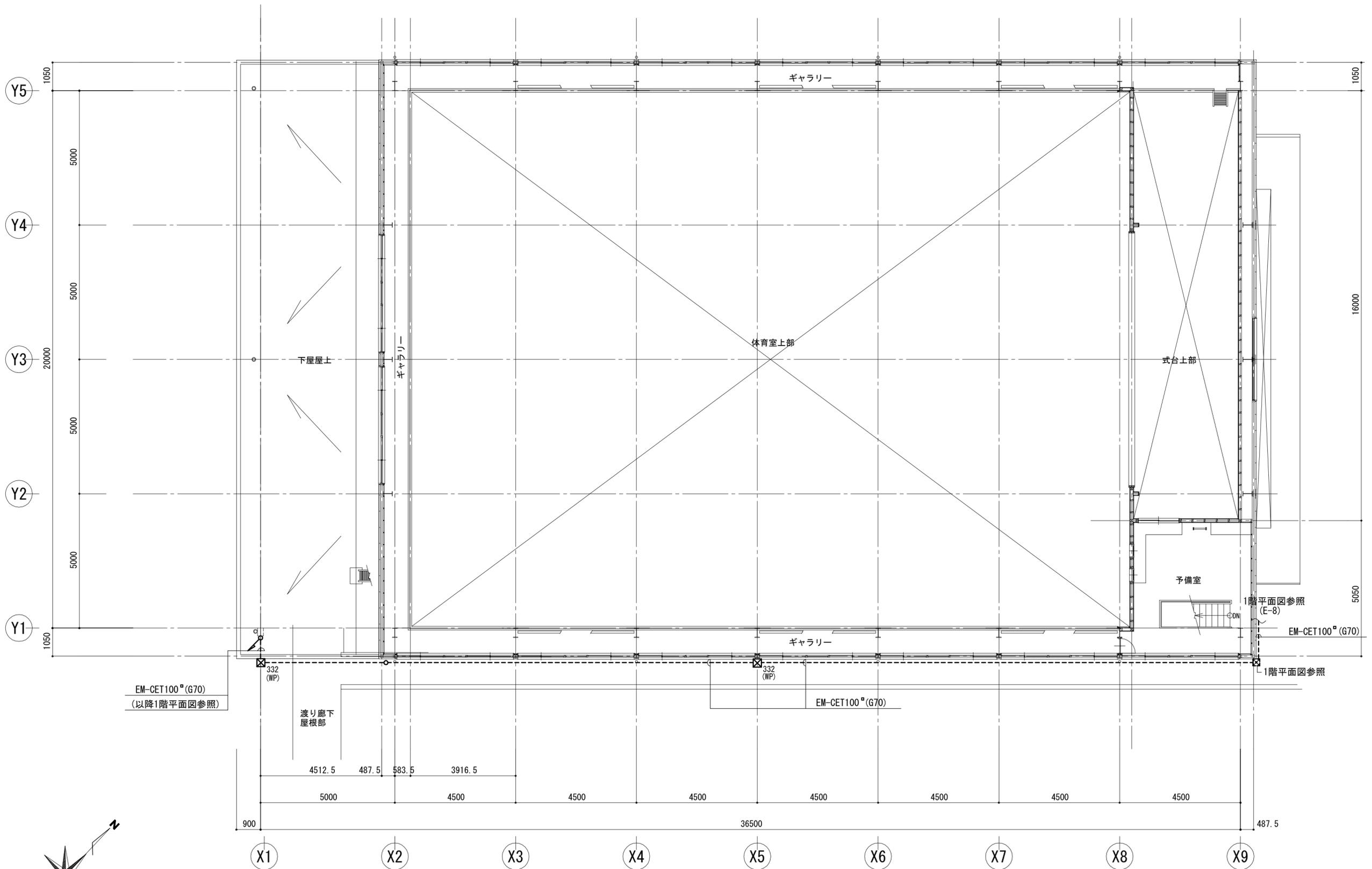
記号	負荷名称	電源容量	ケーブルサイズ	配管サイズ
GHP-1 GHP-2	ガスマルチパッケージ 室外機	1φ200V 消費電力 (冷房時): 1.76KW (暖房時): 1.32KW	EM-CE3.5 <sup>φ</sup> -3C	露出:(G22) (F <sub>2</sub> 24)
GHP-1-1 GHP-2-1	ガスマルチパッケージ 室内機 (天井吊形)	1φ200V 消費電力 (冷房時): 0.127KW (暖房時): 0.182KW	EM-CE3.5 <sup>φ</sup> -3C	露出:(G22) (F <sub>2</sub> 24)
GHP-1-2 GHP-2-2	ガスマルチパッケージ 室内機 (壁掛形)	1φ200V 消費電力 (冷房時): 0.05KW (暖房時): 0.06KW	EM-CE3.5 <sup>φ</sup> -3C	露出:(G22) (F <sub>2</sub> 24)

(注記) 室外機への接続は金属製可とう電線管(ビニル被覆, 防水)とする。

- 注記
- 特記なき配管配線は下記による。  
 ---CE3.5<sup>φ</sup>--- EM-CE3.5<sup>φ</sup>-3C (G22)  
 ---CE3.5<sup>φ</sup>--- EM-CE3.5<sup>φ</sup>-3C (天井内ころがし)
  - 屋内露出配管には塗装を施すこと。
  - 図中、特記なき⊙印は壁面穴あけ補修(50φ)を示す。
  - 地中埋設線路には埋設標識シート(W:150, 2倍折込)を敷設すること。
  - 図中■印はケーブル埋設標を示す。
  - 電線管FEP管と金属管の接続は異種管接続材料を使用すること。  
尚、金属管の地中地際部分は防食テープ巻を施すこと。

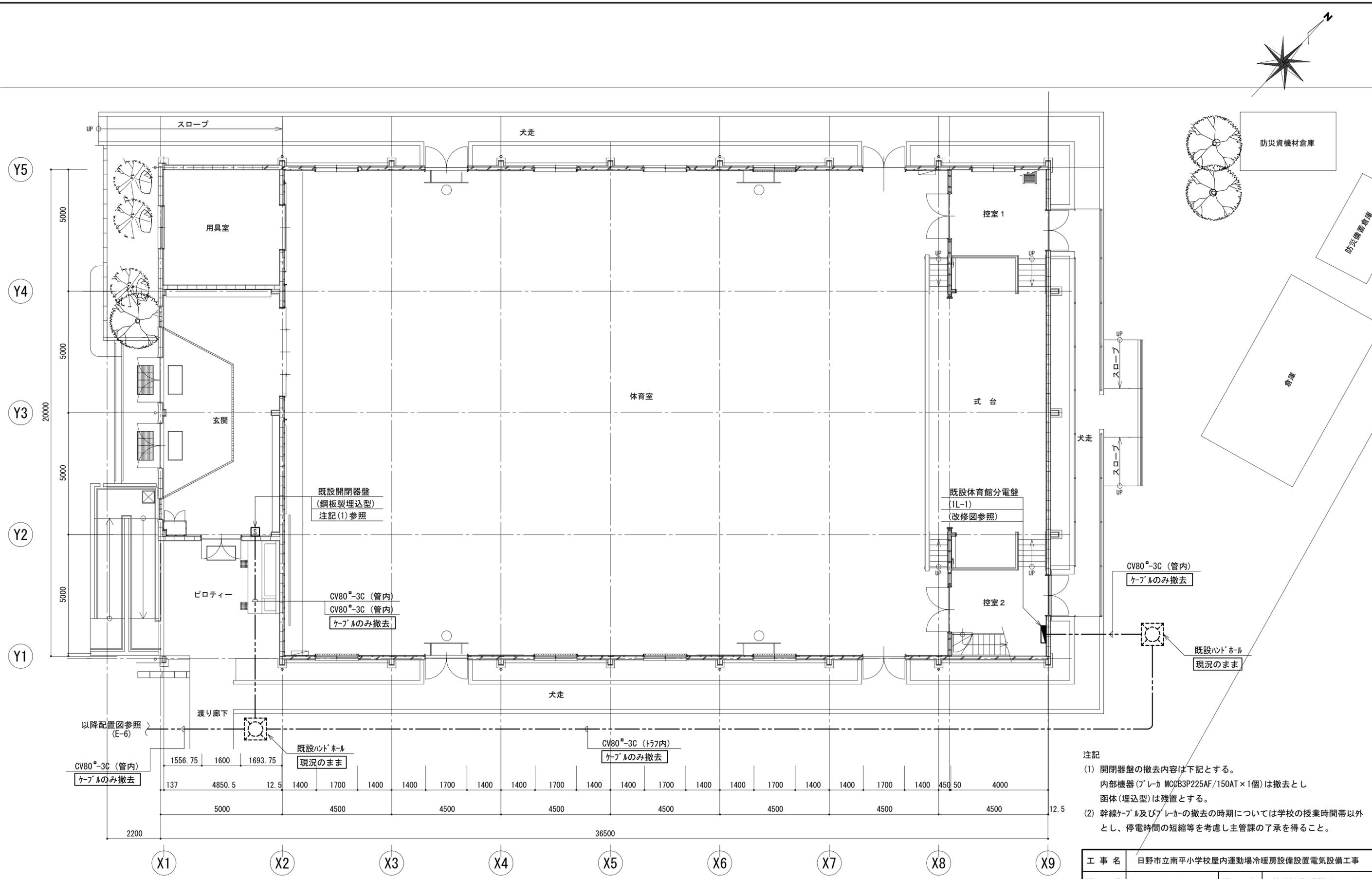
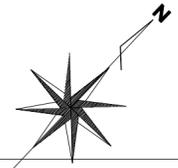
1階平面図 S=1:100  
(幹線・電源設備改修図)

工 事 名	日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置電気設備工事		
図 番	全E11枚・第E8号	図 名	幹線・空調電源設備 1階平面図
作 成	令和6年10月日	監 理	日野市総務部建築営繕課
訂 正	令和 年 月 日	設 計	有限会社 ユー企画建築設計事務所 一級建築士第201490号 長谷川 勇



2階平面図 S=1:100  
(幹線設備改修図)

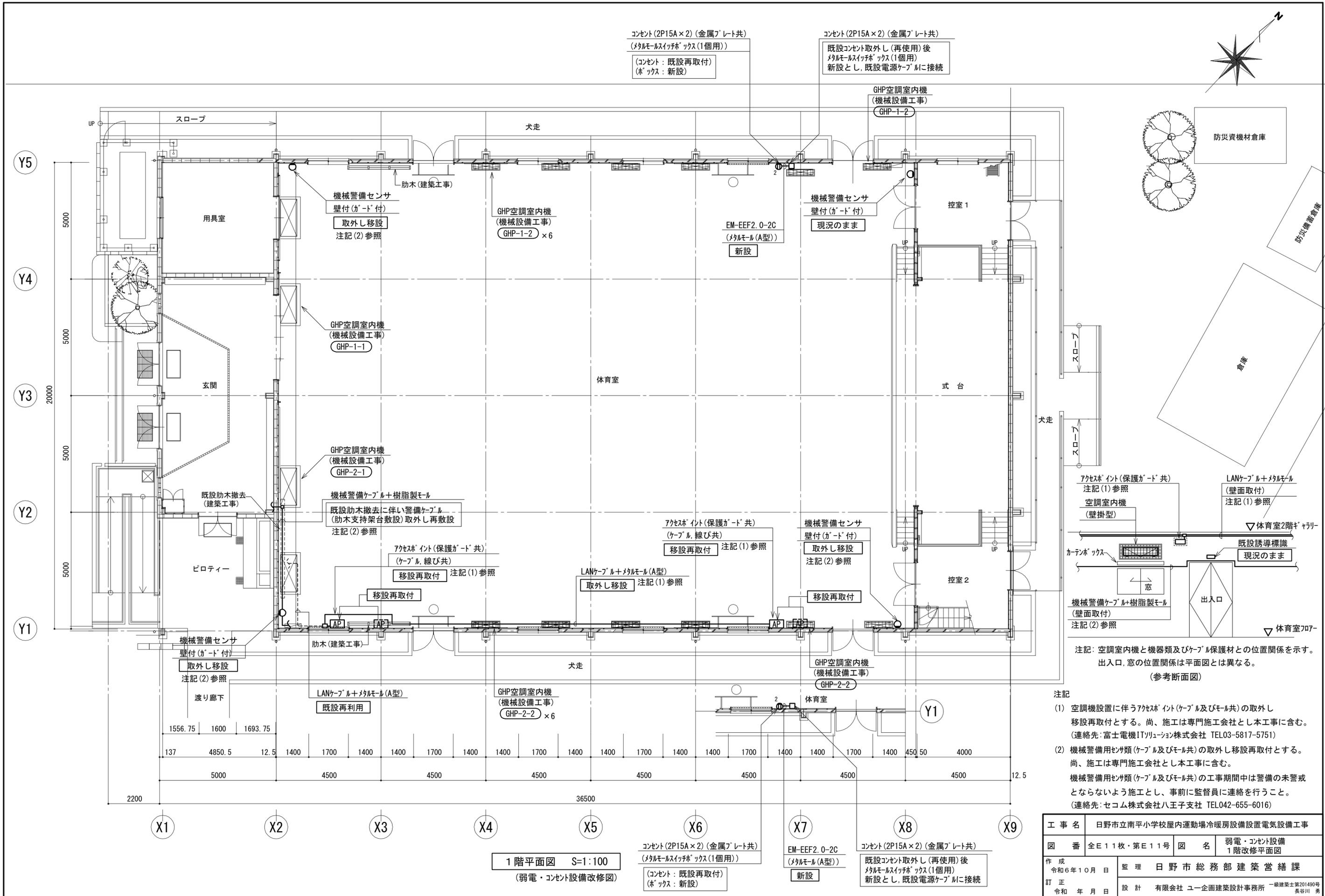
工事名	日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置電気設備工事		
図番	全E11枚・第E9号	図名	幹線設備2階改修平面図
作成 令和6年10月日	監理	日野市総務部建築営繕課	
訂正 令和年月日	設計	有限会社 ユー企画建築設計事務所 一級建築士第201490号 長谷川 勇	



注記  
 (1) 開閉器盤の撤去内容は下記とする。  
 内部機器(ブレーカ MCCB3P225AF/150AT×1個)は撤去とし  
 函体(埋込型)は残置とする。  
 (2) 幹線ケーブル及びブレーカの撤去の時期については学校の授業時間帯以外  
 とし、停電時間の短縮等を考慮し主管課の了承を得ること。

1階平面図 S=1:100  
 (幹線設備撤去図)

工 事 名	日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置電気設備工事		
図 番	全E11枚・第E10号	図 名	幹線設備1階撤去平面図
作 成	令和6年10月日	監 理	日野市総務部建築営繕課
訂 正	令和 年 月 日	設 計	有限会社 ユー企画建築設計事務所 一級建築士第201490号 長谷川 勇



コンセント(2P15A×2)(金属プレート共)  
(メタルモリスイッチボックス(1個用))  
(コンセント: 既設再取付)  
(ボックス: 新設)

コンセント(2P15A×2)(金属プレート共)  
既設コンセント取外し(再使用)後  
メタルモリスイッチボックス(1個用)  
新設とし、既設電源ケーブルに接続

EM-EEF2.0-2C  
(メタルモル(A型))  
新設

アクセサリイント(保護ガード共)  
(ケーブル、線び共)  
移設再取付 注記(1)参照

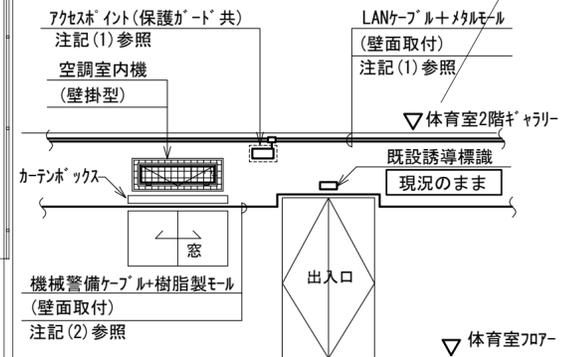
LANケーブル+メタルモル(A型)  
取外し移設 注記(1)参照

コンセント(2P15A×2)(金属プレート共)  
(メタルモリスイッチボックス(1個用))  
(コンセント: 既設再取付)  
(ボックス: 新設)

EM-EEF2.0-2C  
(メタルモル(A型))  
新設

コンセント(2P15A×2)(金属プレート共)  
既設コンセント取外し(再使用)後  
メタルモリスイッチボックス(1個用)  
新設とし、既設電源ケーブルに接続

1階平面図 S=1:100  
(弱电・コンセント設備改修図)



注記: 空調室内機と機器類及びケーブル保護材との位置関係を示す。  
出入口、窓の位置関係は平面図とは異なる。  
(参考断面図)

- 注記
- (1) 空調機設置に伴うアクセサリイント(ケーブル及びモル共)の取外し移設再取付とする。尚、施工は専門施工会社とし本工事に含む。  
(連絡先: 富士電機ITソリューション株式会社 TEL03-5817-5751)
  - (2) 機械警備用ケーブル類(ケーブル及びモル共)の取外し移設再取付とする。尚、施工は専門施工会社とし本工事に含む。  
機械警備用ケーブル類(ケーブル及びモル共)の工事期間中は警備の未警戒とならないよう施工とし、事前に監督員に連絡を行うこと。  
(連絡先: セコム株式会社八王子支社 TEL042-655-6016)

工事名	日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置電気設備工事		
図番	全E11枚・第E11号	図名	弱电・コンセント設備 1階改修平面図
作成 令和6年10月日	監理	日野市総務部 建築営繕課	
訂正 令和 年 月 日	設計	有限会社 ユー企画建築設計事務所 一級建築士第201490号 長谷川 勇	